

FTSE Blossom World Sector Relative Index Series

v1.0



目次

セクション 1 はじめに	3
セクション 2 運営・管理責任	5
セクション 3 FTSE Russell インデックス ポリシー	6
セクション 4 適格有価証券	9
セクション 5 ESG データ入力	10
セクション 6 構成銘柄の定期的見直し	12
セクション 7 構成銘柄の変更	15
セクション 8 コーポレートアクションおよびイベント	16
セクション 9 業種分類ベンチマーク (Industry classification benchmark : ICB)	18
付録 A 外国為替レート	19
付録 B 詳細情報	20

セクション 1

はじめに

1. はじめに

1.1 本書は、FTSE Blossom World Sector Relative インデックス・シリーズの運営および算出に係わる基本ルールを説明したものです。本ルールのコピーは www.lseg.com/en/ftse-russell/ から入手できます。

1.2 FTSE Blossom World Sector Relative インデックス・シリーズは、ICB セクターをニュートラルにしつつ、明確な環境・社会・ガバナンス(ESG)のグローバル基準を満たす各地域企業のパフォーマンスが反映されるように設計されています。

1.3 FTSE Blossom World Sector Relative インデックス・シリーズは、インデックス設計に ESG ファクターを考慮します。詳細はセクション 6 を参照してください。

1.4 以下のインデックスを算出しています：

FTSE Blossom World Sector Relative インデックス・シリーズ	通貨
FTSE Blossom Europe Sector Relative Index	ユーロ
FTSE Blossom Asia Pacific ex Japan Sector Relative Index	米ドル
FTSE Blossom US Sector Relative Index	米ドル
FTSE Blossom World Sector Relative Composite Index	米ドル

1.5 本インデックスのプライスリターン・インデックスとトータルリターン・インデックスは、終値ベースで算出されます。

トータル・リターンは、配当込みベースで算出されます。なお、配当金は企業公表値を適用します。

1.6 FTSE Russell

FTSE Russell は FTSE International Limited、Frank Russell Company、FTSE Global Debt Capital Markets Limited (およびその子会社 FTSE Global Debt Capital Markets Inc. ならびに FTSE Fixed Income Europe Limited)、FTSE Fixed Income LLC、FTSE (Beijing) Consulting Limited、Refinitiv Benchmark Services (UK) Limited、Refinitiv Limited、Beyond Ratings の商標名です。

1.7 IOSCO

FTSE は、FTSE Blossom World Sector Relative インデックス・シリーズは 2013 年 7 月に公表された IOSCO の金融ベンチマーク原則を満たしていると考えます。

1.8 FTSE Russell は、FTSE Russell のコントロールが及ばない外部事象を含む様々な状況において、当インデックスの変更、中断、中止が余儀なくされる場合があること、また、当インデックスを参照するインデックス・ファンドなどの投資商品や諸契約は、当インデ

ックスの変更、中断、中止に耐え得るか、その可能性に対応できるものであるべきことを、当インデックス利用者に対し表明するものです。

1.9 本インデックスに追随する運用を行うユーザー、または本インデックスに追随する商品を購入するユーザーは、自己資金、あるいはクライアントの資金で投資をする前に、当インデックスのルールベースの手法のメリットを評価し、独立した立場にある者の助言を受けてください。FTSE Russell（または、これらの基本原則の作成および発行に関係するすべての人）は、以下による結果について、個人の被った損失、損害、請求、費用について一切の責任を負いません。

- 当基本ルールに対する依存、および/もしくは
- 当基本ルールの不正確、および/もしくは
- 当基本ルールに記載されている方針または手続きの不適用、誤用、および/もしくは
- インデックスまたはデータの構成銘柄を組成する際の何らかの不正確性

セクション 2

運営・管理責任

2. 運営・管理責任

2.1 FTSE International Limited (FTSE)

2.1.1 FTSE はインデックス・ベンチマークの管理者です。¹

2.1.2 FTSE Russell はインデックスの日次計算、構築、運用の責任を負っており、次のことを行います。

- インデックスを構成する全銘柄に関し、ウェイトの記録を保管する
- 基本ルールに従って、銘柄入替えとそのウェイト変更を行う
- 基本ルールに従って、インデックスの定期的な見直しを行い、その結果によって必要な変更を行う
- 継続的なメンテナンスと定期的な見直しによるウェイト変更を公表する
- インデックスを配信する

2.2 基本ルールの改訂

インデックス・シリーズの目的を最も適切に継続的に反映することができるよう、当基本ルールは FTSE Russell による定例見直し（少なくとも年 1 回）の対象になります。基本ルールの大幅な改訂の提案に関しては、FTSE Russell Advisory Committee 及び必要に応じその他の利害関係者との協議に付されます。FTSE Russell Index Governance Board は、これらの協議結果を踏まえ、改訂の承認を判断します。

2.2.1 FTSE Russell Equity Indices の Statement of Principles に規定の通り、基本ルールに言及されていない、または具体的かつ明確に規定されていない事項に関して FTSE Russell が決定を下す場合、Statement of Principles に則って実際の決定を行うものとします。上記の様な決定が行われた場合、FTSE Russell はその決定内容を速やかに公表します。また、上記の取扱いが、基本ルールの例外、変更、将来の前例などと見做されない場合においても、FTSE Russell は、基本ルールをより明確な規定にするための改訂が必要かどうかを検討します。

¹本文中で管理者/アドミニストレーターという言葉は、[金融商品と金融契約のベンチマークとして用いられる指標、または投資資金のパフォーマンス測定を行うことに関する、2016 年 6 月 8 日付けの欧州議会ならびに欧州連合理事会による規制（欧州連合）2016/1011](#)（欧州ベンチマーク規制）および [2019 年付けベンチマーク（改正および経過規定）（EU 離脱）規則](#)（英国ベンチマーク規制）における定義と同義で使用されます。

セクション 3

FTSE Russell インデックス ポリシー

3. FTSE Russell インデックス ポリシー

基本ルールは、以下のリンクからご覧いただけるインデックス方針ドキュメントと併せてご参照下さい。

3.1 コーポレート・アクションおよびイベント・ガイド

3.1.1 コーポレート・アクションおよびイベントによる構成企業の変更の詳細は、以下のリンクからご覧いただけるコーポレート・アクションおよびイベント・ガイドをご参照下さい。

[Corporate_Actions_and_Events_Guide.pdf](#)

3.2 FTSE Russell 時価総額加重株価指数の Statement of Principles (Statement of Principles)

3.2.1 インデックスは市場の変化に対応する必要がある一方、基本ルールはすべての事態を予測することはできません。基本ルールが特定の事象または変化を十分にカバーしていない場合は、FTSE Russell は、インデックス構築に対する FTSE Russell の基本的考え方をまとめた原則声明(Statement of Principles)を参照して適切な取り組みを決定します。Statement of Principles は毎年見直され、FTSE Russell により提案される変更事項は FTSE Russell Policy Advisory Board に提出後議論され、最終的には FTSE Russell の Index Governance Board により承認されます。

原則声明(Statement of Principles)は、次のリンクからご覧いただけます：

[Statement_of_Principles.pdf](#)

3.3 お問い合わせ、苦情など

3.3.1 インデックスの構成銘柄である企業（またはその代理人）、構成銘柄となることが見込まれる企業（またはその代理人）、政府機関、または業として活動する組織においてインデックスを利用する者による 10 人以上のグループは、FTSE Russell の決定に対して異議申し立てを行うことができます。

FTSE Russell の苦情申し立て手続きは、次のリンクからご覧いただけます：

[Benchmark_Determination_Complaints_Handling_Policy.pdf](#)

FTSE Russell への異議申し立てのプロセスは、次のリンクをご参照下さい：

[Appeals_Against_Decisions.pdf](#)

3.4 取引停止または市場閉鎖の際のインデックス取り扱い方針

3.4.1 取引停止または市場閉鎖の際のインデックスの取り扱いに関するガイダンスは、次のリンクをご参照下さい。

[Index_Policy_for_Trading_Halts_and_Market_Closures.pdf](#)

3.5 顧客が市場または有価証券の取引ができない場合のインデックス取り扱い方針

3.5.1 FTSE Russell のインデックス取り扱いの詳細は、次のリンクをご参照下さい。

[Index_Policy_in_the_Event_Clients_are_Unable_to_Trade_a_Market_or_a_Security.pdf](#)

3.6 再計算方針とガイドライン

3.6.1 何らかの不正確さが認識される際、FTSE Russell は、FTSE Russell インデックス再計算ガイドラインに定められたステップに沿って、ひとつのインデックスまたはインデックス・シリーズ全体を再計算すべきか、また関連データ・プロダクトを改定すべきかを決定します。FTSE Blossom World Sector Relative インデックス・シリーズの利用者は適切な媒体を通じて、その通知を受けることになります。

FTSE Russell 再計算方針およびガイドラインの詳細は、次のリンクから FTSE Russell のウェブサイトでご覧いただくか、info@ftserussell.com までお問い合わせください。

[Recalculation_Policy_and_Guidelines_Equity_Indices.pdf](#)

[Recalculation_Policy_and_Guidelines_ESG_Products.pdf](#)

3.7 FTSE Russell のベンチマーク・メソドロジーの変更

3.7.1 FTSE Russell のベンチマーク・メソドロジーの変更は、次のリンクをご参照下さい。

[Policy_for_Benchmark_Methodology_Changes.pdf](#)

3.8 FTSE Russell のガバナンスの枠組み

3.8.1 FTSE Russell はそのインデックスを監督するために、プロダクトサービステクノロジーのガバナンスをカバーするガバナンス・フレームワークを採用しています。このフレームワークには、ロンドン証券取引所グループによる3つのディフェンス・ラインによるリスク管理フレームワークが組み込まれており、金融ベンチマークの IOSCO 原則²、欧州ベンチマーク規則³、また英国ベンチマーク規則⁴への準拠を確実にしています。FTSE Russell ガバナンス・フレームワークの詳細は、次のリンクをご参照下さい。

[FTSE_Russell_Governance_Framework.pdf](#)

3.9 FTSE の株式市場分類

3.9.1 FTSE Russell の株式市場国分類プロセスの詳細は、次のリンクをご参照下さい。

[Equity_Country_Classification.pdf](#)

3.10 除外リストの詳細

3.10.1 FTSE 除外リストは以下のガイドに従って維持されます。

[Guide_to_the_Construction_and_Maintenance_of_FTSE_Exclusion_Lists.pdf](#)

² IOSCO Principles for Financial Benchmarks Final Report, FR07/13 July 2013

³ 有価証券および金融契約、また投資ファンドのパフォーマンス測定にベンチマークとして使われるインデックスにおける 2016年6月8日付けの欧州議会ならびに欧州連合理事会による規制（欧州連合）2016/1011

⁴ ベンチマーク（改正および経過規定）（EU 離脱）規則 2019

3.11 リアルタイム・ステータスの定義

3.11.1 インデックスのリアルタイム・ステータス定義の詳細を掲載する以下のガイドをご覧ください。

[Real Time Status Definitions.pdf](#)

セクション 4

適格有価証券

4. 適格有価証券

4.1 FTSE Blossom World Sector Relative インデックス・シリーズ

4.1.1 FTSE Blossom World Sector Relative インデックス・シリーズの適格証券はセクション 6 の適格基準にしたがって定められます。

4.2 親インデックス

4.2.1 対応する FTSE Blossom World Sector Relative インデックス・シリーズへの組入れ適格銘柄は、基礎となる以下のインデックスの構成銘柄であるものとします。

FTSE Blossom World Sector Relative インデックス・シリーズ	親インデックス
FTSE Blossom Asia Pacific ex Japan Sector Relative Index	FTSE Asia Pacific ex Japan Index
FTSE Blossom Europe Sector Relative Index	FTSE Europe Index
FTSE Blossom US Sector Relative Index	RUSSELL 1000 Index
FTSE Blossom World Sector Relative Composite Index*	FTSE Blossom Asia Pacific ex Japan Sector Relative Index FTSE Blossom Europe Sector Relative Index FTSE Blossom US Sector Relative Index

*FTSE Blossom World Sector Relative Composite Index は各親インデックスに基づくインデックスレベルのコンポジットとして構築されています。FTSE Blossom World Sector Relative Composite Index の構築については、ルール 6.1.5 をご参照ください。

FTSE Blossom World Sector Relative インデックス・シリーズ構成銘柄は親インデックスで適用されるのと同じ投資適格比率を有することとなります。FTSE Blossom World Sector Relative インデックス・シリーズは、流動性、株式の取引停止、計算方法などにおける基準において、各親インデックスの基本ルールに従うこととなります。

4.3 Real Estate Investment Trusts (REITs) (Real Estate Investment Trusts ICB 351020) は、FTSE Blossom Asia Pacific ex Japan Sector Relative Index への組入れには不適格とします。

セクション 5

ESG データ入力

5. ESG データ入力

5.1.1 以下の ESG データセットがインデックス・シリーズ構築に使用されます。

ESG データ入力	説明	組入れ、ウェイト、除外に使用 ⁵
FTSE ESG スコア	FTSE Russell の ESG スコアとデータモデルでは、ESG の課題に対する企業のエクスポージャーと管理について、投資家は多面的に理解することができます。詳細は以下でご覧いただけます。 https://www.lseg.com/en/ftse-russell/esg-scores and Guide to FTSE and Third Party ESG Data used in FTSE Russell Indices	選定
TPI 経営品質 (MQ)	FTSE Russell の TPI 経営品質 (MQ) データは、企業の温室効果ガス排出量および低炭素への移行に関連するリスクと機会についてガバナンス/管理の質を評価追跡するものです。詳細は以下でご覧いただけます。 https://www.transitionpathwayinitiative.org/methodology	選定
FTSE 炭素排出量	FTSE の炭素排出量データセットは、世界的上場企業とそのバリューチェーン全体（上流および下流の事業活動）が統括する資産と活動について、報告および推定による排出量データを提供します。詳細は以下でご覧いただけます。 Guide to FTSE and Third Party ESG Data used in FTSE Russell Indices	選定
FTSE の行動に関するデータ	問題となる行動やダイバーシティに直接的・間接的に関与する企業活動による FTSE の除外リスト、詳細は以下でご覧いただけます Guide to the Construction and Maintenance of FTSE Exclusion Lists.pdf.	除外
行動に関するデータ – RepRisk	RepRisk Index (RRI) は、企業の評判に関わる ESG リスク・エクスポージャーを取得・定量化します。詳細は以下でご覧いただけます。 https://www.reprisk.com/news-research/resources/methodology	除外
ESG インデックスの除外 最低要件	本インデックス・シリーズに除外最低要件が適用されます。除外最低要件の詳細は以下でご覧ください。 Guide to the Construction and Maintenance of Exclusion Lists used in FTSE Russell Indices (lseg.com) 注：除外リストは四半期ごとに更新されますが、本インデックス・シリーズには半期ごとに適用されます。	除外

⁵ 定義
 選定 - 構成銘柄の選定またはランク付け、また最低スコアや閾値ウェイトの計算に ESG データを使用
 ウェイト - インデックス中の銘柄のウェイト計算に ESG データを使用
 除外 - インデックスからの銘柄除外に ESG データを使用

- 5.1.2 本インデックス（インデックス・シリーズ）に使用される FTSE Russell およびサードパーティ提供の SI データについて、詳しくは以下のガイドをご覧ください。

[Guide_to_FTSE_and_Third_Party_ESG_Data_used_in_FTSE_Russell_Indices](#)

これら ESG データ入力に使われるデータおよび基準についての情報も掲載されています。これらデータには推定データも含まれません。

5.2 ESG メトリックス

- 5.2.1 代表部規則（EU）2020/1816 付則に列記される環境・社会・ガバナンス（ESG）ファクターのスコア、価値に関しては、FTSE Russell の [ESG Metrics](#) ウェブサイトを参照してください。本インデックスシリーズ内ベンチマークのベンチマーク・メソッドロジーはこれらを考慮して設計されています。

メトリックスのメソッドロジーと計算について、詳細は以下のリンクからご覧ください。

[Sustainability and ESG data](#)

[ESG Disclosures Methodology and Calculation Guide](#)

セクション 6

構成銘柄の定期的見直し

6. 構成銘柄の定期的見直し

6.1 見直し日

6.1.1 FTSE Blossom Asia Pacific ex Japan Sector Relative Index と FTSE Blossom Europe Sector Relative Index は、6 月と 12 月に見直しが行われます。定期見直しによる変更事項は、6 月および 12 月の第三金曜日の業務終了後に適用されます（すなわち翌営業日より有効となります）。

6.1.2 FTSE Blossom US Sector Relative Index は、年 2 回、6 月と 12 月に見直しが行われます。

6 月の見直しでは、変更事項は Russell 年次銘柄入替の同日に適用となります。適用日の詳細は [Russell-US](#) から、「Russell US 市場インデックス構築とメソドロジー」をご覧ください。

12 月の見直しでは、見直しによる変更事項は、12 月の第三金曜日の業務終了後に適用されます（すなわち、翌営業日より有効となります）。

6.1.3 ESG データ入力の基準日は [Guide-to-FTSE-and-Third-Party-ESG-Data-used-in-FTSE-Russell-Indices.pdf](#) に掲載されます。

6.1.4 インデックス見直しは、見直し有効日の 4 週間前の月曜日の営業終了時の市場データを使って行われます。

6.1.5 FTSE Blossom World Sector Relative Composite Index は、以下のインデックスのパフォーマンスの組み合わせで算出されます。

$$R_{t-x} = Ra_{t-x} \times Wa_x + Rb_{t-x} \times Wb_x + Rc_{t-x} \times Wc_x$$

ここで、

t = 該当する評価日

x = FTSE Blossom World Composite Index の該当評価日に先立つ直前のリバランス日

R_{t-x} = x から t までの FTSE Blossom World Sector Relative Composite Index のトータルリターン

Ra_{t-x} = x から t までの FTSE Blossom Asia Pacific Sector Relative Index (日本を除く) のトータルリターン

Rb_{t-x} = x から t までの FTSE Blossom Europe Sector Relative Index のトータルリターン

Rc_{t-x} = x から t までの FTSE Blossom US Sector Relative Index のトータルリターン

Wa_x = x における FTSE All-World Index の アジア太平洋 (日本を除く) に属する国々のウェイト

Wb_x = x における FTSE All-World Index の 欧州に属する国々のウェイト

Wc_x = x における FTSE All-World Index の US に属する国のウェイト

W_{a_x} 、 W_{b_x} 、 W_{c_x} は合計が100%となるよう調整され、6月と12月の年2回算出されます。FTSE Blossom World Sector Relative Composite Indexは、FTSE Blossom US Sector Relative Indexの見直しスケジュールに従い、見直し発効日の4週間前の月曜日の営業終了時点の市場データを使用します。詳細はルール6.1.2を参照してください。

6.2 レビュープロセス

- 6.2.1 FTSE RussellのESGデータモデルによる総合ESGスコアは、FTSE Blossom World Sector Relative インデックス・シリーズの構成銘柄を決定する基本ベースとして使われます。
- 6.2.2 総合ESGスコアは、基本となるピラーとテーマのエクスポージャーとスコアに分類されます。ピラーとテーマは、300以上の個別調査項目の評価に基づいて構成され、各企業の事業内容に応じて適用されます。
- 6.2.3 FTSE RussellのESGデータモデルの目的は、スコアを付された企業が外的環境に及ぼす影響を（テーマおよびピラーのエクスポージャーを介して）測定すること、スコアを付された企業のリスク・エクスポージャーまたはESG関連リスクへの耐性を（ピラーおよびテーマのスコアを介して）測定することの両面から、企業の「ESGエクスポージャーとパフォーマンス」を査定することです。FTSE RussellのESGデータモデルでは、ESGの課題に対する企業のエクスポージャーと管理について、投資家は多面的に理解することができます。詳細は以下をご覧ください [guide-to-ftse-and-third-party-sustainable-investment-data-used-in-ftse-russell-indices.pdf](#)。
- 6.2.4 適格ユニバースの各銘柄のFTSE ESG総合スコアは「5」を最高スコアとする0~5の範囲で評価します。
- 6.2.5 銘柄は各ICBセクターごとに（ICBレベル3）、ESGスコアの上位から下位にランキングされます。ESGスコアが同位の2企業があれば、価格基準日に投資可能時価総額が大きいほうの企業が上位とされます。ESGデータがない企業には「0」が付けられます。
- 6.2.6 最初初回の見直し時、ある企業のESGランクが対応セクターの50パーセンタイル以上であると、インデックスに追加されます。50パーセンタイルは整数に切り上げとなります。
- 6.2.7 次回初回以降のインデックス見直しにはバッファールールが使われます。ESGランクが対応セクターの45パーセンタイル以上であれば、組入れ基準に満たない会社でもインデックスに追加されます。ESGランクが対応セクターの55パーセンタイル未満に下落すれば、既存のインデックス構成銘柄はインデックスから除外されます。45（55）パーセンタイルは整数に切り上げとなります。
- 6.2.8 ESGスコアが2.0未満の銘柄はFTSE Blossom World Sector Relative Indexから除外されます。
- 6.2.9 銘柄はオペレーショナル炭素排出強度の降順でランクされます。対象企業のオペレーショナル炭素排出強度ランクがセクション4.2.1に定められる親インデックス掲載の企業合計の10%以上（整数に切り下げ）となり、TPIのMQスコアが3未満であれば、その企業はインデックスから除外されます。本ルールは、オペレーショナル炭素排出強度がない企業、TPI MQスコアがない企業には適用されません。
- 6.2.10 ESGスコア、オペレーショナル炭素排出強度、TPI MQに基づく組入れ閾値は、コーポレート・サステナビリティ実践が不十分な企業を削除しつつ、大型株・中型株・小型株を網羅してインデックスの分散を維持することをめざすものです。
- 6.2.11 TPI MQスコアは、企業による温暖化ガス排出と、低炭素経済移行に関連したリスクおよび機会のマネジメントの質を評価します。企業には、5を最高とする0~5のMQスコアが付されます。詳細は [guide-to-ftse-and-third-party-sustainable-investment-data-used-in-ftse-russell-indices.pdf](#) にてご覧ください。

6.3 インデックスウェイト

6.3.1 FTSE Blossom World Sector Relative インデックス・シリーズは、インデックスウェイト・メソドロジーに基づく見直しを年 2 回（6 月・12 月に）行います。

6.3.2 FTSE Blossom World Sector Relative インデックス・シリーズの各セクターの ICB セクターウェイトは、親インデックスの対応するセクターウェイトに合致することを目指します。

6.3.3 FTSE Blossom World Sector Relative インデックス・シリーズの個別 W_i^{Max} 銘柄 i の最大ウェイトは、親インデックスの時価総額の 10%か、ウェイトの 5 倍 W_i の、どちらか小さい方とします。

$$W_i^{Max} = \text{Min}(0.10, 5 \times W_i)$$

6.3.4 $SC_k = \sum_i W_{ik}^{Max}$ セクターごとのウェイト目標値 STW_k は、上記 SC_k 最低値か、親インデックスにおける当該セクターウェイト SW_k のどちらか小さい方とします。

$$STW_k = \text{Min}(SC_k, SW_k)$$

各セクターごとの上限値 SC_k は、個別銘柄ウェイトの最大値の総和になります。

$$SC_k = \sum_i W_{ik}^{Max}$$

セクター k の全銘柄

セクターの目標値 STW_k は、同じ業種におけるセクター・ウェイト目標値の総和が親インデックス中の対応業種ウェイトに等しくなるよう正規化 $STWN_k$ されます。超過業種ウェイト ($STWN_k - SC_k > 0$) は同業種の残りセクターに比例配分されます ($STWN_k - SC_k < 0$)。全セクター条件を満たすまで、これが繰り返されます。

ひとつのソリューションが使えない場合、セクター・ウェイト目標値 STW_k は、 $STWN_k$ インデックス中のセクター目標値の総和が 1 となるよう調整されます。超過セクターウェイト ($STWN_k - SC_k > 0$) はインデックス中の残りセクターに再配分されます ($STWN_k - SC_k < 0$)。全てのセクター条件を満たすまで、これが繰り返されます。そのような場合、業種ニュートラルは厳格には維持されず、近似にとどまります。

6.3.5 FTSE Blossom World Sector Relative インデックス・シリーズの W_{ik}^{final} 各セクターの構成銘柄 k のウェイト i にはセクター目標値 $STWN_k$ を反映させます。

$$W_{ik}^{final} = W_{ik} \times STWN_k / SWSR_k$$

$SWSR_k = \sum_i W_{ik}$ が反映前の FTSE Blossom World Sector Relative インデックス・シリーズにおけるセクター k の銘柄ウェイト i の総和です。ウェイトが最大銘柄上限値を超過した場合は、同セクター内の残り銘柄に比例配分されます。すべての銘柄で条件を満たすまで、これが繰り返されます。

6.3.6 FTSE Blossom Asia Pacific ex Japan Sector Relative Index および FTSE Blossom Europe Sector Relative Index では、ウェイトの見直しには、6 月および 12 月の第一金曜日のコーポレート・アクション調整済みの終値を適用します。インデックスウェイトの変更は、6 月および 12 月の第三金曜日の引け後（つまり翌月曜日に有効）に、レビュー月の第 3 金曜日の翌月曜日の構成銘柄の発行済み株式数と浮動株数に基づいて実施されます。。

6.3.7 FTSE Blossom US Sector Relative Index のインデックスウェイトの見直しには、6 月第二金曜日および 12 月第一金曜日のコーポレート・アクション調整済みの終値を適用します。6 月の見直しでは、インデックスウェイトはセクション 6.2 の Russell 年次銘柄入替にしたがって適用されます。12 月の見直しでは、インデックスウェイトの変更は、見直し月の第三金曜日の翌月曜日の構成銘柄の発行済み株式数と浮動株数に基づいて、12 月の第三金曜日の引け後（すなわち翌月曜日に有効）に実施されます。。

セクション 7

構成銘柄の変更

7. 構成銘柄の変更

7.1 除外および新規組入れ

- 7.1.1 ある組入れ銘柄が親インデックスから除外される場合は、FTSE Blossom World Sector Relative インデックス・シリーズからも除外されます。除外は親インデックスからの除外と同時に行われ、そのウェイトは FTSE Blossom World Sector Relative インデックス・シリーズの残存銘柄に比例配分されます。また、FTSE Blossom World Sector Relative インデックス・シリーズからの除外銘柄は、定期見直し期間以外に別銘柄に入れ替えられることはありません。
- 7.1.2 各親インデックスへの新規組入れ銘柄は、関連する FTSE Blossom World Sector Relative インデックス・シリーズの次回見直し時に組み入れられることが検討されます。

セクション 8

コーポレートアクションおよびイベント

8. コーポレートアクションおよびイベント

8.1 コーポレートアクションおよびイベントによる組入れ銘柄への変更についての詳細は、次のリンクから「Corporate Actions and Events Guide for Market Capitalisation Weighted Indices」をご覧ください。

[Corporate_Actions_and_Events_Guide.pdf](#)

コーポレートアクションとは、株主に対するアクションを言い、株価は落ち日における調整に影響されます。株価は配当落ち日の調整に従います。これらには次の事項が含まれます。

- 資本の払い戻し
- ライツ・イシュー / エンタイトルメント・オファー
- 株式化
- 分割 / 併合
- 無償新株発行（資本化または無償交付）

コーポレートイベントとは、インデックス・ルールに即してインデックスに影響を与える可能性のある企業ニュースを言います。例えば、政策投資家が組入れ企業の株式の売却を発表したとします。浮動株比率の変動要因となり、インデックス調整が必要となる場合は、FTSE Russell が調整のタイミングを通知します。

8.2 発行済み株式

発行済み株式数の変更に伴う調整は、「コーポレートアクションおよびイベント・ガイド」の記載に基づきます。

8.3 合併、買収、スピノフ

8.3.1 FTSE Blossom World Sector Relative インデックス・シリーズに組入れられた 2 企業が合併した場合、または FTSE Blossom World Sector Relative インデックス・シリーズの組入れ企業が、他の組入れ企業に買収された場合、存続企業がインデックスに残ります。

8.3.2 FTSE Blossom World Sector Relative インデックス・シリーズの組入れ企業が、インデックス外の企業を買収した場合、買収後の存続企業がインデックスに組入れられます。

8.3.3 組入れ企業がインデックス外の企業に買収された場合、存続企業は FTSE Blossom World Sector Relative インデックス・シリーズから除外されます。存続企業の適格性は、買収から少なくとも 6 か月が経過した後に行われる定期見直しにおいて、分析・評価が行われます。

8.3.4 組入れ企業が分割されて 2 社以上になった場合、新企業が FTSE Blossom World Sector Relative インデックス・シリーズの構成銘柄として維持されます。当該企業の適格性は、分割から最低 6 か月以上が経過した定期見直しにおいて、分析・評価が行われます。

8.3.5 重大なイベントが発生した場合、FTSE Russell は臨時会議を招集し、当該コーポレートイベントから生ずる事態を評価・分析し FTSE Blossom World Sector Relative インデックス・シリーズの適格性に照らした助言を行います。FTSE Russell は、その結果として、1 社または複数の企業の FTSE Blossom World Sector Relative インデックス・シリーズへの組入れが不適格である状況であると判断する可能性があります。

8.4 取引の中止

取引中止についての規則は、「コーポレートアクションおよびイベントのガイド」をご覧ください。

セクション 9

業種分類ベンチマーク (Industry classification benchmark : ICB)

9. 業種分類ベンチマーク (Industry Classification Benchmark : ICB) ⁶

9.1 分類構造

9.1.1 ICB に規定されているとおり、産業、スーパーセクター、セクター、サブセクターに分類されます。

9.1.2 ICB の詳細については、FTSE Russell からご入手いただくか、FTSE Russell のウェブサイト (<https://www.lseg.com/en/ftse-russell>) からご参照ください。

[Industry_Classification_Benchmark](#)

⁶ FTSE インデックスは、2021 年 3 月に新しい ICB 分類システムに移行しました。

付録 A

外国為替レート

FTSE Blossom World Sector Relative インデックス・シリーズの算出に使用される外国為替レートは、WMR FX Benchmarks のリアルタイム・スポットレートです。

全てのインデックス計算の基本通貨は米ドルとユーロです。ドル以外あるいはユーロ以外で表示された銘柄の価格は、インデックス算出のために米ドルとユーロに換算されます。

英国時間 16:00 に受領した外国為替 BID レートがインデックス算出に使用されます。これをクロージング外国為替レートと呼びます。

付録 B

詳細情報

FTSE Russell の基本ルールで 사용되는用語については、次のリンクをご参照ください。

[Glossary.pdf](#)

The FTSE Russell ESG Metrics ウェブサイトは、次のリンクからアクセスしてください。

[ESG Metricshttps://www.ftserussell.com/sustainable-investment-metrics](https://www.ftserussell.com/sustainable-investment-metrics)

FTSE Blossom World Sector Relative インデックス・シリーズの詳細については、FTSE Russell でご入手いただくか、ウェブサイト www.lseg.com/en/ftse-russell/ をご参照ください。

免責事項

© 2025 London Stock Exchange Group plc およびその該当するグループ企業（「LSEG」）。LSEG には、(1) FTSE International Limited（以下「FTSE」）、(2) Frank Russell Company（以下「Russell」）、(3) FTSE Global Debt Capital Markets Inc.および FTSE Global Debt Capital Markets Limited（以下、併せて「FTSE Canada」）、(4) FTSE Fixed Income Europe Limited（以下「FTSE FI Europe」）、(5) FTSE Fixed Income LLC（以下「FTSE FI」）、(6) FTSE (Beijing) Consulting Limited（以下「WOFE」）、(7) Refinitiv Benchmark Services (UK) Limited（以下「RBSL」）、(8) Refinitiv Limited（以下「RL」）、(9) Beyond Ratings S.A.S.（以下「BR」）が含まれます。無断複写・転載を禁じます。

FTSE Blossom World Sector Relative Index は FTSE International Limited またはその関連会社、エージェント、パートナーにより、またそれら組織のために算出されるものです。FTSE International Limited は、ベンチマーク管理者として Financial Conduct Authority から認可を受け、規制を受けています。Refinitiv Benchmark Services (UK) Limited は、ベンチマーク管理者として Financial Conduct Authority から認可を受け、規制を受けています。

FTSE Russell® は、FTSE、Russell、FTSE Canada、FTSE FI、FTSE FI Europe、WOFE、RBSL、RL、BR の取引名です。「FTSE®」、「Russell®」、「FTSE Russell®」、「FTSE4Good®」、「ICB®」、「WMR™」、「FR™」、「Beyond Ratings®」、その他本資料で使用される商標およびサービスマーク（登録されているか否かは問わない）は、LSE グループの該当メンバーまたはそのライセンサーが所有または許諾する商標およびサービスマークで、FTSE、Russell、FTSE Canada、FTSE FI、FTSE FI Europe、WOFE、RBSL、RL または BR によって保有または許諾に基づいて使用されているものです。

全ての情報は情報提供のみを目的として提供されています。本資料に記載されている全ての情報及びデータは、LSEG が正確かつ信頼できると考える情報源から入手したものです。ただし、人的ミスや機械的誤作動、その他の要因による誤りの可能性があるため、当該情報及びデータはすべて“現状のまま”提供されており、これらの不正確性に対してはいかなる保証もいたしません。LSEG のメンバーまたはその取締役、役員、従業員、パートナー、ライセンサーのいずれも、情報や LSEG の商品（インデックス、データとアナリティクスを含むがこれらに限定されない）の使用から得られる結果について、明示または黙示を問わず、正確性、適時性、完全性、商品性に関していかなる主張、予想、保証、表明も行わず、LSEG 商品の特定の目的への適切性または適合性についても、明示または黙示を問わず、主張、予想、保証、表明を行いません。情報を利用するユーザーは、情報の何らかの使用による、また情報使用の許可によるリスクのすべてを負うものとします。

LSEG メンバーまたはその取締役、役員、従業員、パートナー、ライセンサーは、以下の事項に関して一切の責任または義務を負いません：(a) 当該情報またはデータの調達、収集、コンパイル、解釈、分析、編集、転記、送信、通信もしくは提供に関わる不正確性（過失の有無を問わない）、その他の状況、または本資料または本資料へのリンクの使用に関連するいは起因する損失又は損害（全部又は一部を問わない）および、(b) (たとえ LSEG のメンバーがかかる損害の可能性について事前に知らされていた場合であっても) 当該情報の使用または使用不能から生じるいかなる直接的、間接的、特別、派生的または付随的損害。

LSEG のメンバーまたはその役員、役員、従業員、パートナー、またはライセンサーのいずれも、投資アドバイスを提供しておらず、本資料のいかなる部分も、金融または投資アドバイスを構成するものとみなされるべきではありません。LSEG のメンバー、その取締役、役員、従業員、パートナーまたはライセンサーは、いかなる資産への投資の是非、あるいはかかる投資が投資家にとっていかなる法的リスクまたはコンプライアンス上のリスクを生じさせるか否かに関しても、いかなる表明も行いません。このような資産への投資を決定するには、本資料に記載された情報に依拠すべきではありません。インデックスおよびレポートに直接投資することはできません。インデックスやレポートへの資産の組入れは、当該資産の売買や保有を推奨するものではなく、また、特定の投資家が当該資産や当該資産を含むインデックスやレポートを合法的に売買や保有することができるものと確認するものでもありません。本文書に掲載されている一般的な情報は、法律、税務、投資に関する専門的な助言を得ることなく使用されるべきではありません。

この情報のいかなる部分も、LSEG の適切なメンバーの書面による事前の許可なしに、電子的、機械的、複写、録音、その他いかなる形式、手段によっても、複製、保存（検索可能なシステムによる保存）、または送信することを禁じます。LSEG データの使用および配布には、LSEG および/またはそのライセンサーからのライセンスが必要です。

